

[9] その他の便宜

(1) 選挙における投票

内 容	投票所において、点字による投票、代理投票、手話通訳の派遣が行われます。 また、重度の障害のため、投票所に行けない人には、あらかじめ郵便等投票証明書を受け自宅等で投票できる郵便等による不在者投票制度があります。
窓 口	守口市選挙管理委員会 電話:06-6992-1784、FAX:06-6994-1691 大阪府選挙管理委員会 電話:06-6941-0351、FAX:06-6944-3548

(2) 身体障害者補助犬

内 容	身体障害者の日常生活を支援する身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)に関する相談に応じるとともに、身体障害者補助犬の貸与を行っています。 また、補助犬の使用者や受け入れ側施設からのトラブルに対する相談に応じるとともに、関係機関と連携し必要な助言・指導等を行います。
窓 口	大阪府障がい福祉室自立支援課社会参加支援グループ 電話:06-6944-9176、FAX:06-6942-7215

(3) リフト付き又はスロープ付き福祉タクシー

大阪福祉タクシー運営連絡協議会会員のタクシー会社や運輸局の許可を得て運行している介護タクシー事業者では、車いすやストレッチャー(寝台)のまま乗り降りできるリフト付福祉タクシーを運行しています。

定 員	大型の車輛の場合は、車いす2台(2名)と介護者等の同乗者4名までの計6名です。 ストレッチャーの場合は、1台(1名)と介護者等の同乗者4名までの計5名です。 乗車定員の少ない小型車輛を運行している事業者もあります。
利用料金	大型・中型・小型などの車両の種類、「距離制運賃」か「時間制運賃」かなど、各事業者によって違います。
窓 口	大阪福祉タクシー総合配車センター 電話:06-6268-2945、FAX:06-6268-2946

(4) 駐車禁止除外指定車標章の交付

内 容	対象者が使用する車両及び対象者を介護するために使用する車両については、駐車禁止除外指定車標章の交付を受け掲示することにより、公安委員会が道路標識等で駐車を禁止した場所に一時的に駐車することができます。 ※大阪府道路交通規則の一部改正に伴い、平成19年8月から、車両ごとに交付する方法から、障害者等本人に交付する方法に改められ、福祉タクシー等に乗車する場合にも使用できるようになりました。また、患者輸送及び車いす移動専用車として登録されているものなどが交付対象として新たに追加されました。
対 象 者	①身体障害者 身障手帳おおむね1級～3級。障害の種類により一部4級も対象。 ②知的障害者 重度(療育手帳A) ③精神障害者 精神保健福祉手帳(1級) ④色素性乾皮症患者 等級指定なし ⑤戦傷病者 等級指定なし
窓 口	住所地为管轄する警察署又は大阪府警察本部駐車対策課 守口警察署 道路使用係 電話:06-6994-1234 大阪府警察本部 駐車対策課 電話:06-6943-1234

(5) 大阪府障がい者等用駐車区画利用制度

内 容	障がい者や高齢者など移動に配慮を要する方々が安心して外出できるよう、公共施設や商業施設などにおける車いす使用者用の駐車区画等をご利用いただくための利用証を大阪府が交付する制度
応募区分	①車いすを使用する方 身体障がい者(肢体不自由等)・要介護高齢者・けが人 など ②移動に配慮が必要な方 障がい者(知的障がい・精神障がい等)・難病患者・妊産婦 など ※それぞれに必要書類あり
窓 口	大阪府障がい福祉室 障がい福祉企画課 電話:06-6944-2362、FAX:06-6942-7215

(6) 府営福祉住宅

内 容	住宅に困っている障害者世帯等のために、府営住宅の募集を行っています。 車いす常用の身体障害者(児)が生活しやすいようにした「車いす常用者世帯向け住宅」もあります。
応募区分	申込者又は同居しようとする親族が次のいずれかにあてはまる世帯 ①身体障害者世帯:身体障害者手帳の所持者 ②知的障害者世帯:療育手帳の所持者、又は子ども家庭センター又は大阪府障がい者自立相談支援センターの長により知的障害と判定された人 ③精神障害者世帯:精神障害者保健福祉手帳の所持者又は同程度の障害を有すると精神保健指定医等に診断された人
募集時期	総合募集(新築・あき家・一般・福祉・車いす常用者世帯向け住宅等を一括募集) 平成28年度は偶数月の1日(1日が土日祝の場合は第1営業日)から15日(15日が土日祝の場合は翌営業日)
窓 口	大阪府住宅経営室 経営管理課 電話:06-6210-9752・9753、FAX:06-6210-9750 アーバンサービス 守口寝屋川門真管理事務所 電話:072-821-0970